

赤井川村（第3期）子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

赤井川村（第3期）子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約に定める日から令和7年3月25日まで

3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、下記の2項目を達成することを目的とする。

(1) 基礎調査

ニーズ調査および現状と課題の整理、必要となる資料の作成、赤井川村保健福祉推進会議（旧子ども・子育て会議。以下、「推進会議」という。）の運営支援などを実施し、需要量の推計等を行い、ニーズ調査報告書にまとめることを目的とする。

(2) 計画策定

上記の基礎調査に基づく検討結果をもとに、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、推進会議の運営支援などを実施し、計画書を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 基礎調査

① ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

① 未就学児童の保護者

② 小学生児童の保護者 合計 約 100 票 （保護者数見込 100 世帯未満）

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに本村独自の設問を加え、②については子ども・子育て支援事業計画（第2期）で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、推進会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

イ. 抽出方法

本村が、住民基本台帳から上記対象世帯を抽出し全数を対象とする。

ウ. 調査方法

原則として WEB 形式。

調査票の設計及び調査依頼書（A4 両面印刷）印刷は受託者が行い、発送用の封筒印刷・

封入封緘・宛名ラベルの貼付及び発送・回収は委託者が行う（発送・回収にかかる経費は委託者が負担する）。回収率は60%程度を想定。

エ. 調査期間

令和6年7月～8月（約1か月間）

オ. 報告とりまとめの期限

令和6年10月末

※ただし、令和7年1月までに集計結果を「中間報告」として提出する。

②意見交換会の実施

住民ニーズを効果的に聴取することを目的とし、住民との意見交換を実施する場を設ける。また、その結果を第3期計画に反映するとともに、その反映の結果を計画中に記載する。

③現状の分析と課題の整理

①・②の結果及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき本村の課題を抽出する。

④推進会議の支援

推進会議（令和6年度3回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

⑤需要量の推計・目標量の検討

①の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に本村の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、本村の施策意向、推進会議の審議結果などを加味し、各種事業の確保量の検討を支援する。

⑥報告書の作成

①～④を反映し、ニーズ調査の報告書を作成する。

⑦児童福祉法改廃に伴う例規整備

令和6年度中に予定される児童福祉の法改廃に伴う例規整備について、関連情報提供資料を作成し納品する。

(2) 計画策定

①目標量の設定

ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、本村の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、本村の施策意向、推進会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

②事業計画骨子案の策定

ニーズ調査結果及び①の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

③事業計画案の策定支援

①～②の結果を反映し、計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

④パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

⑤計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版（文字原稿）を作成する。

⑥全国子ども・子育て担当国会議資料の要約版の納品

今後の子ども・子育て支援制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示されることが想定される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した上で本村へ情報提供を行う。

5. 成果品

- (1) ニーズ調査報告資料：A4判 100 頁程度（データ一式）
- (2) 計画書：A4判 100 頁程度（データのみ）
- (3) 計画書概要版：A4判 8 頁程度（データのみ）
- (4) 関係法令の改正に伴う例規整備アドバイス資料（解説資料、モデル案）（A4判、1色刷）：データ納品
- (5) 全国子ども・子育て担当国会議資料の要約版の納品

6. その他

- (1) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。